

令和6年度養護者による高齢者虐待対応現任者研修開催要綱

- 1 目 的
高齢者虐待防止法では、養護者及び養介護施設従事者等による虐待が疑われる場合に、市町村への速やかな通報義務（養護者の場合は通報努力義務）が定められていますが、本県における相談・通報件数は全国的に低く、潜在しているケースが多いと推測されます。
こうした状況を踏まえ、高齢者の権利擁護と虐待防止に向け関係者がそれぞれの役割を理解し、適切に対処するための対応力向上を目的として研修を行います。
- 2 実施機関
一般社団法人 秋田県社会福祉士会
本事業は秋田県からの委託により実施する事業です。
- 3 受講対象
市町村高齢者虐待防止担当職員、地域包括支援センター職員、在宅介護支援センター職員、居宅介護支援事業所職員等
- 4 受講定員
40名（先着順）
- 5 日 程
※1日目：令和6年10月18日（金）午前10時～午後5時30分
2日目：令和6年10月19日（土）午前9時30分～午後4時20分
3日目：令和6年10月26日（土）午前9時30分～午後4時40分
- 6 会 場
※1日目：秋田県ゆとり生活創造センター 遊学舎（会議室）
住所：〒010-1403 秋田市上北手荒巻字堺切2-4-2
TEL：018-829-5801

2日目、3日目：中央シルバーエリア（多目的ホール）
住所：〒010-1412 秋田市御所野下堤5丁目1-1
TEL：018-829-2151（代）
- 7 申込方法
別紙「受講申込書」に必要事項をご記入の上、令和6年9月27日（金）までに、FAX又はEメールにて、下記、秋田県社会福祉士会事務局までお申し込みください。
- 8 申込期間
令和6年9月2日（月）～令和6年9月27日（金）必着
- 9 受講料
無料
- 10 内容
別添 プログラム参照

1 1 その他

- (1) 1日目と2日目・3日目の会場が異なりますので、ご注意ください。
- (2) 本研修では『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢虐待対応の手引き』((社)日本社会福祉士会編集2011年7月初版発行)を使用しますので各自で入手し、持参してください。
- (3) 受講にあたっては、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(平成30年3月)」の改訂版(老高発0428第1号令和5年4月28日)の内容をご確認ください。
※インターネットで検索できます。
- (4) 新型コロナウイルス等感染症発生状況により研修内容を変更する場合は別途ご連絡します。
- (5) 研修実施に当たり、マスク着用や手洗いを呼びかけるとともに、消毒液の設置や研修会場の換気等感染予防対策を行いますので御協力ください。
- (6) 研修終了者には修了証書を交付します。
- (7) 昼食については各自でご準備ください。

1 2 受講申し込み、お問い合わせ先

一般社団法人 秋田県社会福祉士会 事務局
〒010-0922
秋田市旭北栄町1番5号 (秋田県社会福祉会館内)
TEL. 018-896-7881
FAX. 018-896-7882
E-mail akitaken-csw@flute.ocn.ne.jp